

答申書

第1 審議会の結論

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の全項目評価書（案）（以下「評価書案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに適切であると判断する。

第2 判断の理由

(1) 適合性について

適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア しきい値判断について、当該事務での特定個人情報の対象者数は30万人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書案を作成している。

イ 実施主体について、実施機関として松山市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。

ウ 公表について、セキュリティ上のリスクがある場合は、その部分については黒塗りするなどして公表しないことができるようになっており、今回作成した評価書案の内容は、全て公表することとしている。

エ 実施の時期について、事前の評価が原則であるところ事後の評価となっているが、新型コロナウイルスワクチンの接種実施に向けて緊急を要する中で、国が構築するシステムの詳細が不明であったことや構築後は速やかにシステムを活用し、迅速かつ正確に当該ワクチンの接種事務を遂行する必要があったことから、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項に規定するやむを得ない事由に該当すると認められる。

オ 市民の意見を求める方法について、いわゆるパブリックコメントを令和3年9月6日から令和3年10月5日まで行っている。

カ 各項目への記載について、求められる全ての項目に記載している。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

オ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「第1 審議会の結論」のとおり答申する。

第3 審議会の付言

本件の当審議会の判断は以上のとおりであるが、次のとおり付言する。

評価書案には、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、特定個人情報を使用して市民の接種情報を参照する場面を必要最小限に限定すること、ワクチン接種記録システムでの特定個人情報へのアクセスは、国に対して事前にユーザー登録した特定の職員のLGWAN端末による操作に限り可能となるよう制御するこ

と等、セキュリティを確保する旨が規定されている。

しかし、実施機関には、リスクを最小限にするための付加的な努力が求められるため、事務に携わる職員等への研修を行う等、特定個人情報保護のためのリスク対策について、更なる調査研究を重ね、必要な措置を講じて万全を期すよう望むことを付言する。

第4 審議の経過

年月日	経過
令和3年 8月27日	諮問書の受理
令和3年 10月22日	第1回審議
令和3年 10月28日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 妹尾 克敏

同 桐木 陽子

同 高橋 直子